

## 令和元年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和元年7月12日（金） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第3庁舎15階第2会議室・第3会議室

3 出席者

【委 員】

小倉委員長、川島委員、土田委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 村野部長

資産管理部契約課 小澤課長、津曲担当課長、  
佐藤調整係長、野田土木契約係長、  
成松建築契約係長

【設計担当】

まちづくり局	施設整備部施設計画課	岡崎課長、里館課長補佐
	施設整備部機械設備担当	真鍋課長補佐、田口係長
建設緑政局	南部都市基盤整備事務所	栗山所長
宮前区役所	道路公園センター整備課	佐藤課長、中島係長
上下水道局	水管理センター水道施設管理課	河岸課長、上原係長
	下水道部施設課	佐藤課長、布施課長補佐
交通局	企画管理部経理課	原田主任
病院局	総務部経営企画室	村木職員
	他関係職員	

- 4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について  
(2) 平成30年10月1日から平成31年3月31日までの発注工事  
の抽出事案について  
(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [令和元年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

[議題（1）について]

事務局 ○「入札参加方式別発注工事総括表」（資料1）について報告  
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、平成30年10  
月1日から平成31年3月31日までに契約した工事について、契約

方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)

○「平成30年度下半期指名停止等一覧」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成30年度下半期に指名停止等を行った事案を報告

**[事務局説明に対する質疑について]**

土田委員

本日議題(2)で抽出事案になっている「殿町小学校ほか2校囲障撤去緊急工事」とも関連して、当該工事は緊急性があるとの判断で随意契約ということだが、ブロック塀を使用している小学校以外の公共施設について、その状況の把握や工事対応はどうなっているのか。

また、緊急性がある、ないの判断と契約方法も含めてどう対応しているのか。

設計担当

今回抽出議案の小学校のブロック塀については、文部科学省からの通知に基づき、安全性に問題のある通学路沿いの2.2mを超えるブロック塀の撤去を緊急に行う必要があるということで緊急随契を行った。

それ以外のブロック塀については、例えば公園に隣接する道路沿いのブロック塀などがあるが、直ちに危険はないということで、通常の指名競争入札等で工事の発注をしている。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

小倉委員長 [議題(2)について]

議題(2)の「平成30年10月1日から平成31年3月31日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局

○一般競争入札の抽出事案「市道小川町線道路改良(その2)および地下機械式駐輪場整備工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「市道小川町線道路改良(その2)および地下機械式駐輪場整備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

川島委員

入札を3回行っているが、2回目の入札は1回目の入札に参加したものしか参加できないのか。1回目の入札で予定価格超過となったので、2回目、そして3回目の入札を行ったということでよいか。

事務局	その通りだ。
川島委員	落札者の価格以外の評価点について、3点とかなり低い点数になっている。失格になる最低点の基準などはあるのか。
事務局	総合評価落札方式において、価格以外の評価点については最低点の基準はない。入札参加資格において、関連工事の施工実績も含めて、工事の施工に必要な参加条件を定めている。
川島委員	価格以外の評価点の結果を見ると、企業の施工実績について0点になっているが。
事務局	<p>評価点の配点対象となる企業の施工実績は、参加条件として定めている工事実績とは別に定めており、落札業者は参加条件の施工実績は満たしているものの、評価点対象の施工実績がないためこの点数となった。</p> <p>また、本件は他に評価点で競合する企業がなかったため、結果的にこの評価点の業者が落札する形になった。</p>
小倉委員長	工事実績だけでなくほかの項目も含めて、価格以外の評価点が0点だった場合も失格にはならないのか。
事務局	<p>失格にはならない。総合評価落札方式における価格以外の評価点は、総合評価点の一番高かった参加者を落札者とする決定方法の中での、配点の一つであり、いわゆる「加点」項目である。</p> <p>また、結果として参加2者のうち1者辞退となったため、評価点がつくのが1者となったわけだが、一般競争入札として条件を満たせば参加できるよう発注しているものであり、発注としては競争性を担保できていると考える。</p>
小倉委員長	<p>落札者以外のもう1者の参加者について、辞退をしたが、システム上の都合で開札状況表は無効の表示になるという事務局の説明であった。</p> <p>入札説明書には無効になる入札について定めており、また事業者にはシステム上の表示が無効になる旨確認を取っているとのことだが、無効表示になっていることが今後の事業者の不利益になることはないか。</p>
事務局	<p>開札状況表の表示については、あくまで電子入札システムで札入れした後に辞退になった場合に起こるシステム上の事象であり、取り扱いとしては辞退になる。</p> <p>そのため、事業者が無効としての取り扱いを受けることはないので特に不利益になることはない。</p>

土田委員 本件は、リサイクル法適用工事であるが、それが設定基準に影響を及ぼすものなのか。

事務局 リサイクル法適用の有無については、工事自体の仕様であるため、特に評価点の配点には特に影響を及ぼすものではない。

小倉委員長 リサイクル法適用の有無の基準は何か。

設計担当 工事において、アスファルトや、コンクリートの殻など、リサイクル法の対象となる資材が発生するかどうかである。

発生した資材を適正に再利用することが建設業法上定められており、契約の時点で対象となる資材の取扱いについて届出を提出させ、適正な処分が行われるかを確認したうえで契約をしている。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「等々力水処理センター建設土木その37工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「等々力水処理センター建設土木その37工事」の事務局の説明に対する質疑について]

川島委員 落札者について、「川崎市上下水道局低入札価格調査結果概要」で、本体仮設工と技術管理費が設計額と比べて7割程度となっていることが調査の項目となっている。

調査の回答確認内容として、それぞれ協力会社の施工実績が豊富であると触れている。

「総合評価落札方式に関する評価調書」の評価点である「企業の施工実績」に、この調査回答をそのまま評価して、協力会社の施工実績を考慮した採点をしているのか。

設計担当 本件の評価点項目である「企業の施工実績」は、低入札価格調査とは別で、JVの代表者と構成員に対してあらかじめ発注者側で定めた工事の施工実績の有無を採点したものである。

低入札調査結果に記載している協力会社は、下請会社を意味しているものであり、配点対象の「企業の施工実績」とは別もので、評価点の採点には特に考慮されていない。

川島委員 評価点の採点に考慮していないとすると、低入札価格調査結果概要の

回答確認内容として、どうして「協力会社の豊富な施工実績」と載せているのか。これはどういう評価につながっているものなのか。

設計担当 低入札価格調査については、評価点を採点した後に決まった落札候補者について、その低い入札金額でも契約の内容に適合した履行がされない恐れがないかを調査しているものである。

低入札調査結果概要に記載されている協力会社の施工実績は、低価格で応札した根拠として、下請け会社の実績豊富なことから施工費用を安くできるため、見積金額が安くなったということを説明しているものである。

評価点の対象となる「企業の施工実績」の説明をしているわけではない。

事務局 総合評価落札方式における評価点について補足すると、企業の施工実績は、発注者側で設定した工事について、本市発注の施工実績を有していれば3点、本市発注以外の施工実績を有していれば1.5点という配点になっている。

今回の結果で見ると、各入札参加者は、設定した工事实績について、本市発注の実績を持っていなかったことからそれぞれ低い点数となっている。

川島委員 低入札調査における協力企業の豊富な施工実績というのは実際に確認しているのか。

設計担当 ヒアリング調査にて、確認しております。

土田委員 本件の入札額と、予定価格には金額的に差があるが、設計側と入札参加社側でどの部分に差異があったのか。

設計担当 大きく金額が異なった部分として、掘削部分を支える矢板などの仮設に関する施工が、落札者の積算内訳が設計金額の7割程度であった。

仮設部については、低入札調査結果概要に記載している通り、適切な施工が可能かどうか調査し、ヒアリングにて安全に施工できることを確認している。

土田委員 確認はヒアリング以外に資料等提出させて行ったのか。

設計担当 低入札調査の中で、ヒアリングのみで確認している。

事務局 添付のとおり低入札調査については下請け業者の予定金額を含めた

リストを提出させており、これをもとに調査をしている。

土田委員 下請けに関する資料もあくまで業者が提出したものをそのまま調査資料として使用しているということではないか。

事務局 そのとおりである。

小倉委員長 入札結果を見ると、各参加者の入札価格が市の予定価格よりだいぶ低い。そもそも積算には問題はないのか。

設計担当 工事費の積算は、国土交通省監修の標準的な積算基準書に基づいて行っている。

単価や資材価格についても、神奈川県で統一された金額を適用しているので、適正な積算だと考えている。

小倉委員長 本工事は、「その37工事」ということだが、低入札価格調査結果概要に、落札者が「その35工事」の施工もしている実績がある旨の記載がある。

等々力水処理センターについては、「その1工事」から施工が続いているものだと思うが、本件を落札した共同企業体の代表者が代々落札しているものなのか。

設計担当 等々力水処理センターの建設土木工事は、本件落札の共同企業体の代表者以外の業者も落札している。

調査結果概要の記載については、同じ現場内の施工ということで、落札者としては施工面で融通が利くことで、金額が抑えられるという意図があったと考える。

小倉委員長 低入札調査結果概要の15について、回答内容の意味するところを具体的に教えてほしい。

設計担当 調査結果概要の質問項目に記載している現場環境改善費と、回答に記載しているイメージアップ経費は同一のものである。

現場環境を整えたり、施工場所の周辺住民に周知説明するための費用であり、工事費の中で積み上げて計上している。

回答にある共通仮設費の率分の計上について説明すると、積算上の共通仮設費には、積み上げ計上している項目と、直接工事費の一定の割合を計上している項目があり、「共通仮設費の率分として計上している」費用は後者のことを指している。

調査項目の回答は、直接イメージアップ経費として積み上げている費

用以外で、さらに必要があれば、直接工事費の一定の割合を計上している費用でその必要分を賄うということを説明しているものである。

共通仮設費の率分の率自体が変わることはないが、その費用自体はいくらかイメージアップ経費に回すことは可能なので、必要次第で充当するということである。

川島委員 落札者の評価点を見ると、施工計画の中の評価項目である「安全対策」について、他の入札参加者より低い点数になっている。

安全対策を軽視しているようにも見えてしまうが、点数が低い要因を教えてほしい。

設計担当 当該項目は、施工上配慮すべき安全対策について2項目以上3項目以下で入札参加者に提案させ、現場条件を踏まえて適切な提案がなされているかを審査する。

適切な提案が3項目あれば、5点、2項目あれば2.5点という配点になっており、落札者は2項目の提案について適切な提案と認められたので安全対策の点数を2.5点と採点しているものである。

#### 【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「有馬2丁目公園ほかフェンス更新工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「有馬2丁目公園ほかフェンス更新工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 本件は、事業者が内容を精査すれば予定価格を正確に算出できる工事だったということによろしいか。

設計担当 そのとおりである。国土交通省の積算基準に則して積算しているので、事業者が予定価格を正確に算出することは可能だ。

小倉委員長 一番札が複数出た場合の落札者決定方法を説明してほしい。

事務局 入札において一番札が複数出た場合、電子くじにより落札者を決定している。

電子くじの実施方法や仕様については、川崎市電子入札運用基準で示している。

契約番号や業者番号、全業者の入札金額の合計値や入札書受信時刻、

参加者が任意で入力するくじ番号といった要素から、関数を使用して16進法で表示されるハッシュ値を算出し、最小値となった事業者を落札者とする方法をとっている。

くじの判定結果はハッシュ値も含めて公表している。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「第1 導水ずい道保全その2 工事」の入札条件・落札結果等について説明

[第1 導水ずい道保全その2 工事]の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 本件についても、事業者が内容を精査すれば予定価格を正確に算出できる工事だったということによろしいか。

設計担当 そのとおりである。

小倉委員長 開札状況表を見ると、本件は17者指名で、辞退がかなり多い。その要因はどのようなものだと考えられるか。

設計担当 本件は、川崎市の水源のひとつである相模湖より取水した原水を市内浄水場まで導水する、その導水管に関する施工を行う工事である。  
施工箇所が相模原市の中央区であり、市内業者からすると施工箇所が市外でかなり離れているため、辞退が多くなったと考えられる。

事務局 施工箇所が市外であることにより応札が少ないことは見込まれていたため、指名業者数を増やし、かつ施工箇所に比較的近い川崎市北部の業者を中心に指名している。

川島委員 指名業者選定要綱上、指名に関する留意事項として、本市発注工事の手持ち状況についての記載があるが、指名する際の基準はあるのか。

事務局 契約課で手持ち工事状況は把握しており、手持ち工事が重なっている事業者については指名から外すような運用をしているが、数値的な基準は定めていない。

小倉委員長 本件で指名されている業者で、前の審議案件である「有馬2丁目公園ほかフェンス更新工事」で落札者となっている業者がいるが、工事の手

持ち状況の観点から、指名が続いていることに特に問題はないのか。

事務局 本件の入札のほうが、「有馬2丁目公園ほかフェンス更新工事」の指名よりも先に行われているため、本件の指名は特に問題はない。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○随意契約の抽出事案「港湾振興会館ゴンドラ改修工事」の入札条件・落札結果等について説明

[港湾振興会館ゴンドラ改修工事]の事務局の説明に対する質疑について]

土田委員 本件の発注の経緯として、当初一般競争入札を実施したものが不調になったということだが、不調になった経緯を説明してほしい。

事務局 平成30年度に3度一般競争入札を実施して、いずれも不調となっている。

1度目の入札では、入札参加申し込みがなく不調となった。

2度目の入札では、2者の申し込みがあったが、入札の結果価格超過による不調となった。

3度目の入札でも、2者申し込みがあり、入札により価格超過した事業者が、再入札を辞退して不調となった。

土田委員 一般競争入札を実施した時の予定価格と随意契約を実施した時の予定価格は変わっていないのか。

随意契約の結果、予定価格未満の価格を入れてきたということか。

事務局 不落随契の場合は、法令上予定価格の変更はできないため、予定価格は3度目の一般競争入札の時と同額である。

一般競争入札参加者の中で予定価格に近い入札者で、随意契約理由書にある通り、本工事を期限内に施工可能な事業者が1者のみであったため、随意契約となった。

土田委員 落札した事業者は一般競争入札の2回目、3回目とも参加しているのか。

事務局 参加している。

川島委員	一般競争入札から、予定価格は変わっていないということでよいか。
事務局	<p>3度目の一般競争入札から、随意契約の間では予定価格は変わっていないが、それ以前の一般競争入札からは、予定価格を下げて入札を実施している。</p> <p>また、随意契約の落札者は、一般競争入札の際に最低制限価格を下回る入札をして無効になっているという経緯がある。</p>
土田委員	随意契約の場合は、最低制限価格は適用されるのか。
事務局	適用されない。
土田委員	落札者の随意契約の見積額と、一般競争入札の際に最低制限価格を下回った時の入札額は、どちらのほうが高い金額だったのか。
事務局	<p>一般競争入札の際の入札額のほうが高い金額であった。</p> <p>3度目の一般競争入札で、後に随契役を落札した事業者は最低制限価格を下回ったのでその時点で無効となったが、もう一者が予定価格超過だったため、その入札において再入札をした結果辞退したという経緯がある。</p>
川島委員	一般競争入札においては、予定価格の見直しをした経緯があるということであったが、それ以外の設定を見直すようなことはあるのか。
事務局	本件については、工事期間に制約がある中での発注だったので、説明したとおりの経緯となったが、一般的には不調結果の分析をして、設計の見直し以外では、必要に応じて地域区分など参加条件の緩和を行うことはある。
設計担当	<p>本件は、随意契約理由書にある通り、令和元年7月に予定されているゴンドラ性能検査までに改修する必要があった。</p> <p>工事期間に制約がある中で、一般競争入札の応札者の中で施工可能な事業者が落札者のみであったので、随意契約となった。</p>
土田委員	そのような経緯であれば、緊急の必要によるということで、随意契約理由の該当条項に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を加えるべきではないか。
事務局	次の審議案件の緊急工事にも関連することだが、国土交通省からガイドラインが出ており、緊急随契は災害復旧工事など、適用される範囲が

かなり限定的なものである。

人命に危険がある場合などは適用可能だと考えられるが、本件はそこまでの危険性がある中での工事ではないので、緊急随契には当たらないという判断をしている。

**【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】**

事務局 ○随意契約の抽出事案「殿町小学校ほか2校囲障撤去緊急工事」の入札条件・落札結果等について説明

[殿町小学校ほか2校囲障撤去緊急工事]の事務局の説明に対する質疑について]

川島委員 本件は、平成30年11月9日から工事を実施しており、契約金額の合意書はそれよりも後に作成されているが、手続きの経緯を説明してほしい。

事務局 緊急随契については、前の審議案件でふれたとおり、人命にかかわるような緊急に対応が必要な事案について、時間的に競争入札に付すことができないことにより実施しているものである。

本件の手続きとしては、まず緊急工事として手続きをしてよいかを庁内で合議を諮り、緊急工事として発注することを決定したら、見積を徴取する前に発注し、施工させるものである。

発注後に見積りを取って、合意書の形で契約金額を確定させる。

設計担当 契約相手については、随意契約理由書記載のとおり、本市との間で「災害時における応援に関する協定」を締結し、熊本地震に伴う災害派遣等の実績がある、「一般社団法人川崎建設業協会」から対応可能な事業者を推薦してもらっている。

今回審議対象の緊急工事は本案件のみであるが、委員会資料にある入札方式別発注工事一覧表記載のとおり、30年度下半期にはそれ以外に4件緊急工事を発注している。

それぞれの施工地域に合わせ、北部、中部、南部の事業者を推薦してもらい、緊急随契として発注、契約をしている。

土田委員 緊急工事について、関連する規定はあるのか。

事務局 本件工事も含めた市長部局工事においては、規定はない。

上下水道局工事については、緊急工事に関する要綱を設けており、市

長部局工事はその要綱を準用する形で、案件ごと個別に、手続き方法を含めて合議を踏っている。

設計担当 緊急工事という、災害復旧の事例は考えられるが、今回のように予防的に対応する工事に関しては事例がなく、上下水道局工事の要綱や国のガイドラインなどを参考にしながら手続きを行ったものである。

土田委員 本件のような事例が複数あるということで、何か統一的な規定はあったほうがよいかとも感じたが、予防的な対応工事はあまり今後も想定されないということなのか。

設計担当 庁内で統一したルール作りができないかという検討はしている。

**【委員長により他に質疑がないことを確認】**

小倉委員長 平成30年10月1日から平成31年3月31日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

小倉委員長 **【議題（3）その他について】**

事務局 ○前回委員会での指摘事項について

「工事請負契約指名理由書」の見直しについて報告。

○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、次回土田委員が抽出委員となる予定である旨を確認。

○令和元年度後期の委員会の開催日について

令和元年11月25日（月）14時から委員会を開催することについて了承された。

**【閉会】**

小倉委員長 それでは、これで令和元年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。